

農林水産省告示第千八百六十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条の二第一項及び第四項の規定に基づき、同条第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体を次のように定め、平成二十三年十月一日から施行する。

平成二十三年九月二十八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状は、次の表の上欄に掲げる家畜の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に定めるいずれかの症状とする。

家畜の種類	症 状	備考（対象とする家畜伝染病）
牛、水牛、めん羊、山羊、豚及びいのしし	摂氏三十九・〇度以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内	口蹄疫

鹿	
<p>摂氏三十九・〇度以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水</p>	<p>、この限りでない。</p> <p>害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らか場合は</p> <p>設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災</p> <p>日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための</p> <p>て、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の二</p> <p>の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内におい</p> <p>て、半数以上の哺乳畜（一の畜房につき一</p> <p>の畜房内）の畜房につき一の家畜を飼養している場合に</p> <p>あつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に</p> <p>水疱等があること。</p> <p>等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は癍痕（外傷に起因す</p> <p>るものを除く。以下「水疱等」という。）があること。</p>

<p>鶏、あひる、うずら、きじ、だ</p>	
<p>同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の二倍以上となること。ただし</p>	<p>疱等があること。</p> <p>同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。</p> <p>同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（一の畜房につき一の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の二日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかなる場合は、この限りでない。</p>
<p>高病原性鳥インフルエンザ</p>	

<p>ちよう、ほろほ ろ鳥及び七面鳥</p>	<p>、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らか場合は、この限りでない。</p>	
<p>(注)</p> <p>一 この表において「畜房」とは、畜舎内の一部を柵等で囲った収容空間をいう。</p> <p>二 この表において「哺乳畜」とは、離乳していない家畜をいう。</p> <p>三 この表において「対象期間」とは、当日から遡って二十一日間（当該期間中に家畜の伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害</p>	<p>家きんに対して動物用生物学的製剤を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。</p>	<p>高病原性鳥インフル エンザ又は低病 原性鳥インフルエ ンザ</p>

等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあつては、これらの日を除く通算二十一日間をいう。

四 この表において「動物用生物学的製剤」とは、薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第八十二条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。

二 家畜伝染病予防法第十三条の二第四項の農林水産大臣の指定する検体は、家畜の口腔内等における水疱等から採取した水疱液、上皮及び拭い液並びに当該家畜の血液とする。